

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百八十四回 表権七先生のこと その三

南出喜久治（令和7年8月15日記す）

しかし、宗教問題以外には、表先生と意見の相違はなく、歴史観、国家観は同じだったの
で最後まで良好な師弟関係だった。

そして、合格祝ひに、表先生が受験時代に使つてゐた清水澄博士の憲法の著作を何冊かも
らつた。帝國憲法に殉死された石川県の誇りだと言はれた。この著作が真正護憲論の基礎
になつたのである。

表先生は、「日本国家構造論」を読んで、南出君の戦ひはこれから始まることになるが、
最後まで戦ひ抜けと激励していただいた。昭和天皇がマッカーサーとともに写真に納まつ
たことに憤慨して検事を辞職したことの悔しい思ひ出が蘇つて、その仇討ちをしてもらふ
ために必要なことだと言はれた。

私が、弁護士として初めに登録したのは大阪弁護士会だつた。どうして、京都弁護士会に
しなかつたと言へば、私は京都で修習したが、京都弁護士会とは明らかに敵対してゐたか
らである。

どうしてかと言ふと、修習生のときに京都地裁の近くのビルの2階を私が借りて、光陰研
修所といふ資格試験受験者の自習室を作つたことが原因である。これは、京都弁護士会に
は修習生室があるが、法律事務所の事務員室がない。修習生室は殆ど利用しないので無駄
である。しかし、事務員には自習室がないので、受験勉強をする場所がない。職場でも自
宅でも集中して勉強する場所も時間もとれない者も多い。私は事務員時代に何度も弁護士
会の会長に直接に談判して、事務員控室の設置を要求したが、京都弁護士会は、事務員が
何を偉そうなことを言ふのかと言つて一切受け入れない。

そうであれば、私が修習生になつたときに、光陰研修所を作つて、資格試験受験生が24時
間利用できる場所を作ると宣言してゐたことを修習生になつてからそれを実行したので
ある。

ところが、これを作つたことを非弁活動の温床になるとの理不尽な批判を受けて閉鎖を求
められたが、一切これを拒絶してきたために京都弁護士会とは対立し続けた。

しかし、修習生の給料では、ビルの賃料は負担できないし、借金もかさむこともあり、し
かも、利用者が弁護士会の圧力で激減したこともあつて、やむなく一年程度で閉鎖を余儀

なくされたことから、京都弁護士会からの批判や圧力も少なくなつたが、初めから京都弁護士会に登録すると、その批判をいつまでも引きずることになる。

初めから京都に登録する場合は、表先生のところか、京都修習の担当弁護士のところでイソ弁することになるのが普通であるが、表先生らにも迷惑がかかることになるので、イソ弁も共同事務所にもせずに私は直ぐに独立する予定だつた。それをしてるとまた生意気だと言つて批判する者が居る村社会だったので、一旦は大阪で弁護士登録をして、一年程度してから京都に登録替へすることにした。大阪では、以前に表先生のところで弁護修習をした磯川正明弁護士の事務所で登録し、イソ弁ではなく一切給料は貰はずに実際は京都の自宅を法律事務所として独立した仕事をしてきた。一度もイソ弁をすることなく、京都に登録替へして戻ってきたのである。

初めから京都の自宅を事務所にしてゐたものの、正式に京都に登録替へして戻つくると表先生には喜んでいただいた。老齢のために処理することが困難な表先生の様々な仕事も手伝つた。

表先生は、私が京都に登録替へして戻つてきたとき、そのお祝ひに「至心信楽」（しじんしんげふ）と表先生の揮毫の色紙をいただいた。これは、浄土真宗の根源的な考へであり、浄土真宗を完全に棄教した私からすれば全く無価値な教へである。しかし、表先生は決して私に真宗に戻れといふ意味で書かれたのではなく、むしろ、表先生自身が、この教へ死ぬまで信じることの決意であることを私に示した信念の揮毫なのである。

表先生の遺稿集を出すことになつた。その編集は表先生の奥さんがされたが、奥さんの依頼で手伝はせていただき、その表紙には、私が戴いた「至心信楽」の色紙の揮毫が使はれたことを喜んでゐる。

そして、「占領憲法の正體」は、仏前にお供へしていただいたので、表先生とは、この点で心は通じてゐると感じてゐる。

表先生に対する感謝の気持ちはいつまでも尽きないのである。